

特定建設工事等共同企業体の結成及び契約に係る事務処理要領

1 申請書の受付

特定建設工事共同企業の入札参加申請の受付は、総務部契約監理課が行うものとする。

2 申請書の審査

契約監理課長は、特定建設工事共同企業体の入札参加申請に係る、別に定める申請書等の内容を審査するものとする。

3 入札書の形式等

入札書の形式及び契約書における相手方の表示は、原則として次のとおりとする。

(1) 建設工事

企業名・企業名工事名 特定建設工事共同企業体

代表者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ ⑩

構成員 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ ⑩

(2) 測量・建設コンサルタント業務等

企業名・企業名業務名 特定○○業務共同企業体

代表者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ ⑩

構成員 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ ⑩

4 契約書等への特記事項

契約書等に、次の事項を特記するものとする。

「○○株式会社ほか○社は、別紙特定建設工事（測量業務等）共同企業体協定書により頭書の工事（業務）を共同連帯して請け負う（受託する）。」

5 共同企業体編成表の提出

契約監理課長は共同企業体の代表者に対して、契約締結後2週間以内に、共同企業体編成表（様式）を提出させるものとする。

附 則

この要領は、平成4年11月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

様式（第5 関係）

〇〇・〇〇・〇〇工事（業務）特定建設工事（測量業務等）共同企業体編成表

